のうごき
口 71,915
帯 15,667
前月に比べ
3人 84世帯の増
（5月末現在）

広報かしわ

発行所
柏市役所
柏市柏29番地
電話（代表）2101
編集企画課

（市内若柴で）　収穫

暦の上でいう夏はもいましたが、一般にとを夏といいます。

ところで「なつ」といえ、いろいろな説があります。

わが国はむかしから農業国で稲の国といわれ、稲が生活の大もとであったところから、稲に結びつけて、稲の実の成り立つころとして、「なりたつ」が「なつ」にもなまったという説があります。また夏は熱（ねつ）、すなわち暑（あつ）であるところから、この「あつ」という語が転じて「なつ」となったという説です。

文字の本家中国では、この「夏」という字に対する訳名を「夏（か）は仮（か）なり万物を寛仮して生長せしむるなり」としてありますから、あるいは万物生長の意をとって、作物の大もとである稲の成り立ちに結びつけたとする方が筋が通っているようにも考えられます。

いずれにしても夏は火に相当し、色でいえば赤道に当たります。また方角からいえば南方に当ります。つまり、暑気の極地と最熱の意味をもっているわけです。

夏を表わす文字としては、初夏、孟夏、首夏、炎夏、朱夏、九夏、朱夏、炎暑、炎天、繁秀などの語があります。

中国の古い本に「夏三月、これを繁秀という。天地の気交、万物[illegible]隊し朝は早く[illegible]なく、[illegible]

最終予算額（一般会計）4億9千万円

才出執行率は83.8%

昭和三十六年度下半期の市の財政状況が公表されました。

昭和二十九年、柏町を中心とし、五ヶ町村を合併し、千葉県で十七番目の市として発足した柏市は、東京都の衛星都市として立地条件に恵まれ、急速に発展を遂げてきました。

人口は約二倍に、財政規模も約四倍に膨脹し、昭和三十七年度予算は、一般会計で五億五千万円と五億台を超えて大きな成長をみせ今後ますますその発展が期待されています。

市の財政の健全な運営は、直接市民生活とつながるものだけに、柏市の財政がどんな状態にあり、またどのように運営されているか私たちも無関心ではいられません

この公表は、柏市財政状況の作成と公表に関する条例の定めによつて公表されるものですが、ここで三十六年度下半期（昭和三十六年十月一日から昭和三十七年三月三十一日まで）の市の財政状況の概要をお知らせします。

収入と支出の概要

予算状況

三十六年九月末の予算は、四億四千三百二十六万一千円で、十月から三月までの間に五回の更正を行ない、三十六年度の最終予算額は四億九千二百二十七万六千円で、四千九百一万五千円の増、また当初予算にくらべると八千七百五十四万九千円の増加となつています。

この更正の財源としては、市税、地方交付税、市債、県支出金、寄附金、雑収入、使用料及び手数料などによつて充てられました。

収支状況

三月末における収入は、四億一千八百三十五万五千円で、予算に対し八五%で前年同期より一億九百二十五万四千円多く、収入割合では、昨年同期市税収入が、一〇〇・二%という高収入率であつたため七・一%低くなつています。

才出は、四億一千二百六十万円で予算に対し八三・八%で前年同期より、一億三千二百八十七万二千円多く、執行率は〇・五%とわずかに多くなつています。

市民の税負担状況

昭和三十六年度分市税（現年度分）の課税額は、市民一人当り三、四三〇円で、前年度より五〇円多くなつています。

このうち、三月末までに納入されたものは二、九九三円で前年度以前の課税にかかるものの収入が、一九九円、合計三、一九二円となつています。

また、税目別にみると、いずれも一人当りで、市民税＝一、〇八五円、固定資産税＝一、四五三円、軽自動車税＝四七円、たばこ消費税＝三三円、電気ガス税＝三三〇円、都市計画税＝一八二円となります。

昭和36年度収入支出の状況

37・3・31現在　単位千円

（才入）

区分	最終予算額	収入済額	収入割合
市税	219,602	210,799	96.0%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	342	347	100.0
地方交付税	82,126	82,126	100.0
公営企業及び財産収入	8,149	717	8.8
分担金及び負担金	6,431	4,445	69.1
使用料及び手数料	17,719	18,215	102.8
国庫支出金	53,517	31,041	58.0
県支出金	5,857	1,221	20.1
寄附金	5,577	5,059	82.6
繰入金	5,[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	35,675	35,6[illegible]	[illegible]
[illegible]	20,7[illegible]	20,7[illegible]	95.5
[illegible]債	[illegible]	3,599	11.5
[illegible]			
[illegible]	492,2[illegible]	412,355	85.0

（才出）

区分	最終予算額	支出済額	支出割合
議会費	13,385	13,067	97.6%
市役所費	82,577	80,626	97.6
消防費	26,055	23,646	90.8
土木費	74,676	55,4[illegible]	74.2
教育費	119,075	10[illegible]	83.8
社会及び労[illegible]費	6[illegible]	[illegible]	89.4
保健衛生費	37,6[illegible]	[illegible]	89.7
産業経済費	14,6[illegible]	11,1[illegible]	7[illegible].7
財産費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
公債費	[illegible]		
[illegible]費	[illegible]		
諸費	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]支出金	3[illegible]	[illegible]	[illegible]
予備費	10,[illegible]		0
[illegible]	492,2[illegible]	412,[illegible]	83.8

財産、公債及び一時借入金の現在高

市の借入金は、三月末現在一般会計八千二百二十四万一千円、特別会計一億一千六百二十七万八千円で合計一億九千八百五十一万九千円となつており、前年度末より百三十一万九千円の増加となつています。

一般会計分を債目別にみますと教育債が五千三百二十八万九千円土木債一千二百三十八万一千円、消防債六百七十五万六千円、社会及び労働施設債六百六十四万三千円、保健衛生債二百五十万円、市役所債六十七万二千円となつており、また特別会計分では、上水道事業債が九千二百八十五万一千円西口土地区画整理事業債二千万円下水道事業債二百万円、公益質屋事業債百四十二万七千円となつています。

そして、市有財産には、土地が二十六万九千二百六十六平方米、建物が四万四千八十二平方米、預金と有価証券が合わせて一千百九万二千五十八円あり、その内訳は次表のとおりです。

なお、一時借入れ金は前年度に引き続き資金繰りがよく、各会計ともありません。

3月末までに支出した投資的経費の内容

事業名	金額(千円)	事業名	金額(千円)
消防庁舎新築	2,300	柏二中増築	5,489
消防分遣所新築	1,432	小学校校地購入	1,626
消防施設整備	3,092	中学校校地購入	4,858
道路新設改良	13,253	柏中央公民館建設	17,215
橋梁架設	789	公営住宅建築	9,753
下水道事業	3,457	汲取タンク車購入	4,070
都市計画街路	15,406	塵芥処理用自動車〃	2,075
失業対策事業	11,922	火葬場建設負担金	2,860
柏四小増築	5,547	人夫詰所建設	691
柏中増築	28,535	公共用地取得	742

市有財産の現在高

土地	学校関係用地	189,989m²
	公共施設敷地	46,241
	貸地（国及び県）	20,954
	宅地造成用地	6,419
	その他	5,663
	（計）	(269,266)
建物	学校関係建物	33,145m²
	庁舎及び公民館	3,140
	市営住宅・教員住宅	4,919
	保育所	780
	その他	2,098
	（計）	(44,082)
預金及び有価証券	基本財産積立金	2,194,032円
	庁舎建設積立金	8,139,026
	電信電話債券	759,000

昭和36年度最終予算

37.3.31 現在

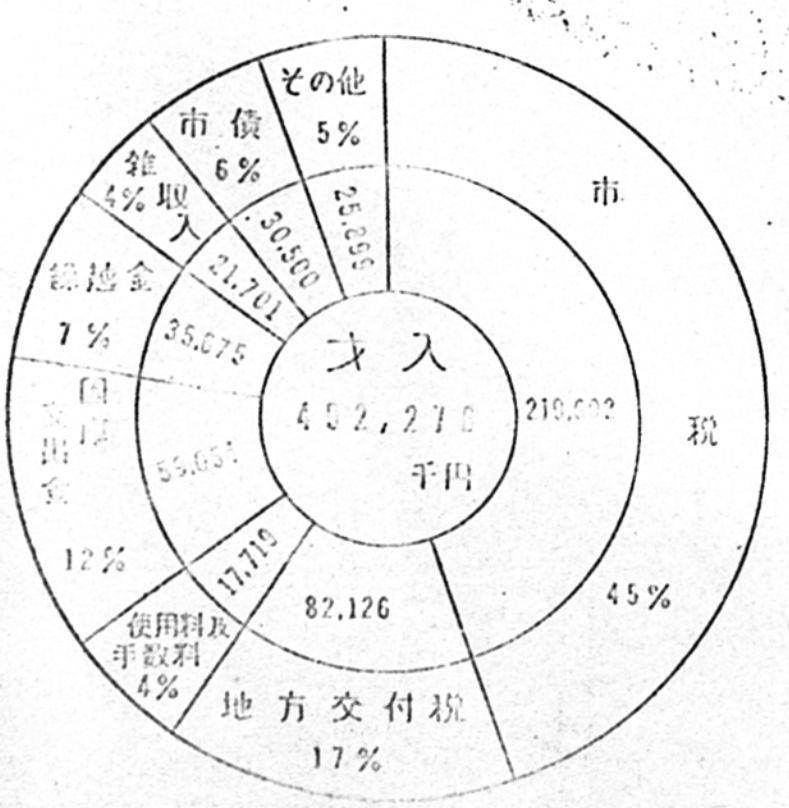

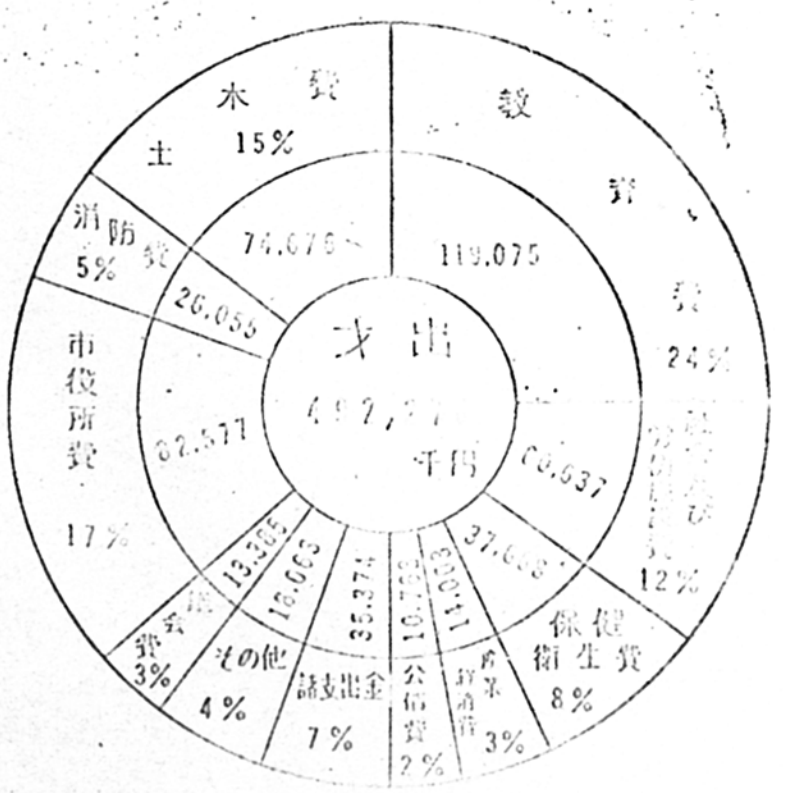

特別会計

公営事業

経理の概要

一般会計以外の公営事業には、上水道事業、国民健康保険事業、公益質屋事業、有線放送事業、柏駅西口土地区画整理事業、宅地造成事業、下水道事業がありますが三十七年三月三十一日現在の収支状況はつぎのようになつています

(1) 上水道事業

水道給水戸数は、逐年増加を続け、三月末現在四、七九九戸を数え前年同期と比較すると一、〇四一戸増加しています。

給水戸数の増加に伴い、水道料金の調定額も十月～三月の間に一千五十八万七千円となり、前年同期の七百二十九万三千円と比べると四五・二%の増加となつています。

このため現施設の給水能力は限界に近づきつつあり、給水能力の増強と市街地区域の拡大に対処して、昭和三十七年度から五ケ年計画で施設を拡充することになりました（建設費三億五千万円）

(2) 国民健康保険事業

三月末における保険税の収入は、二千六百十一万九千円で、予算に対し一〇〇%、前年同期に比較すると金額で一千百八十六万五千円の増、率で二四・五%の上昇となつています。

調定額に対しては前年度五八・七%、本年度七二・一%で一三・四%上昇しています。

(3) 公益質屋事業

公益質屋の貸付在庫高は、昨年来減少してきましたが、三十六年十二月を最低として増加に転じ、三月末で一、二七八千円となりました。

(4) 有線放送事業

有線放送電話の加入状況は、昨年同期の二、四九五台に比べ、二四八八台と七台の減少で、この内訳は新規に加入したものが十五台公社電話への切替などで脱退したものが二十二台でした。

有線放送加入状況

公共用三九本、市役所関係五四本その他の団体七本、柏地区七二九本、富勢地区三二七本、田中地区九〇〇本、土地区四三二本、合計二、四八八本

(5) 宅地造成事業

昭和三十六年度分として計画した篠籠田八幡地区の宅地造成地はほぼ完成して、三月定例市議会で処分の議決を得、売却することになりました。区画は、二七区画、総坪数は、一、七五八坪

36年度特別会計収支状況

37.3.31現在

会計名	現計予算額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
上水道事業	31,197千円	28,654千円	91.8%	29,179千円	93.5%
国民健康保険事業	41,078	37,994	92.5	33,336	81.2
公益質屋事業	5,395	3,869	71.7	3,360	62.3
有線放送事業	8,190	7,200	87.9	7,035	85.9
宅地造成事業	34,380	9,169	26.7	7,737	22.5
柏駅西口土地区画整理事業	42,876	21,352	49.8	16,797	39.2
下水道事業	21,265	8,765	41.2	9,668	45.5

(6) 柏駅西口土地区画整理事業

柏駅西口土地区画整理事業は、前年度に引き続き順調に進み、氷一地区は横断仮水路工事、仮道路工事、整地工事、幹線街路築造工事、氷二地区は街路築造工事、埋立工事、仮道路工事等を施行しました。

[illegible]

[illegible]

(7) 下水道事業

下水道事業は、五ケ年計画の第二年度として[illegible]円三六・三二メートルを施行しました。

今後の財政方針

行政方針の向上のため、財源の[illegible]

柏市は、人口の著しい増加と相まつて財政規模も急激に膨張し、昭和三十七年度一般会計予算は、五億五千万円となり、昭和三十六年度当初予算に比較すると約一億五千万円の著しい増加となつています。

人口も昭和三十七年三月末で七万人を超え県下で松戸に次ぎ六番目となり、今後の著しい伸びが予想されています。

ここ数年経済の成長は当初予想を上廻り、異状な伸びを示してきました。しかし、経済の成長は国際収支の赤字をもたらし、成長率に再検討が加えられる結果となり、備設投資の抑制措置、その他経済立直りのための種々の措置がとられ、今後[illegible]の鈍化が予想されるに[illegible]ています。

このような[illegible]行しつつあるとは[illegible]行くべき[illegible]保が当面の重要な問題であると考えられます。

来るべき不況に対処するためには、[illegible]政金融[illegible]し、財政の弾力的な運用を図つて行かなければならないと思います。

また、税外負担の解消については、極力漸減の措置をとり、市民負担の軽減を図り、国の施策に対応し、行政水準の向上を目指して行きたいと考えています。

×　×

6月定例市議会から

し尿処理場等建設用地きまる

条例の改正など16議案を審議

昭和三十七年柏市議会六月定例会は、六月十三日招集され、議案十六件を含む諸案件を審議し、九日間の日程をおわり二十一日閉会しました。

その経過は、およそつぎのとおりです。

オ一日目に、去る五月二十三日全国市議会議長会で、永年勤続者として表彰された山沢、薮崎、藤井、小溝（浅）各議員に対し、表彰状の伝達、また同議長会で授与された新市整備対策委員の増田、山沢、藤井各議員に感謝状の伝達が行なわれました。

その後市長の一般報告、教育長の教育行政一般報告が行なわれ、続いて市長提出による十一件の議案を上提し、提案説明を行ないオ一日目を終りました。

オ二日目は議案研究のため休会、三日目は一般質問を行ない、市政に対する活発な質疑応答が交わされました。五日目は休会、六日目には前々日に引き続き一般質問のあと議案質疑に入り、それぞれ各担当委員会に付託、のち議員提出による発議二件が上提、原案どおり可決され、ついで請願六件についてそれぞれ各担当委員会に付託されました。

七、八日目は、各委員会の議案等の審査が行なわれ休会、オ九日目の最終日はまず、各常任委員会に付託された議案十五件、請願六件、陳情五件の質疑討論、採択の結果原案どおり可決、その他の議案等については議案一件が修正可決、陳情一件の継続審査、陳情一件の不採択を除き原案通り可決され、また議案一件、陳情一件の追加上提がありましたが、これも原案どおり可決されました。

可決されたおもな議案

▽柏市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の制定

土及び田中出張所管の一部地域住民にとって当該出張所で事務を取扱うことは、種々の点で不都合なので、所管区域の変更を行ない本庁取扱いにしようというもの。

▽柏市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定

公営住宅法施行令の一部改正に伴い、扶養控除並びに入居基準の引上げ、市営住宅入居基準超過者に対する超過基準の引き上げ、及び収入基準超過入居者に対する割増賃料の徴収に関し所定の改正をしようというもの。

▽柏市共同利用農機具使用料条例の一部を改正する条例の制定

農業用のトラクター兼用ブルドーザー及びトラクターの使用料について、適正な額を定め更に市外貸出しも可能にしようというもの。

▽千葉市外百市町村の軽自動車税の賦課徴収に関する事務を行なう職員の共同設置規約の一部を改正する規約の制定

これは、共同設置を行なう市町村の数に変更が生じたので所定の改正をしようというもの。

▽昭和三十七年度柏市一般会計才入才出追加更正予算

今回のオ二回の追加更正予算で、今回の追加は二、二六三万円で、予算現計額は五億七、七七五万一千円となりました。

▽昭和三十七年度柏市下水道事業特別会計才出更正予算

予算総額においては、三千万円と変らず、予算の調整をはかろうというもの。

▽昭和三十七年度における市議会議員に対する期末手当の額の特例に関する条例の制定

近隣市の状況等を考慮し、特に本年度限りの六月に支給する期末手当の特例措置であり、従来の百分の百二十を百分の百五十に改めようとするもの。

▽財産の取得及び購入契約の締結について

屎尿処理場及び流末処理場等の建設用地約四、四七七坪を八五一万円で購入しようというもの。

▽財産の取得及び工事契約の締結について

市立柏二中の校舎増築を施工するもので、坪数約一二一坪、請負金額四九〇万円で花形工務店と契約しようというもの。

[illegible]

[illegible]では、[illegible]つぎの要領で[illegible]ことになりましたのでふるって応募下さい。

[illegible]「[illegible]統計からみた私たちの生活」

原稿枚数　四百字詰原稿用紙三十枚以内（付表、付図は含まず）

締切　[illegible]昭和37年9月15日

発表　[illegible]柏市政10月号紙上（入賞者には、直接文書で通知します）

応募資格　制限ありません。

提出先　柏市役所企画課統計係

入賞[illegible]

一等入選一点　賞状[illegible]万円

[illegible]

恐ろしい火災を防ぐために……

柏市火災予防条例（その2）

消防法の改正に伴って「柏市火災予防条例」が制定され、五月十日から施行されています。
この条例は、火災を予防するため一般家庭やあらゆる事業場などに関係のある細かい事項が定められていますが、ここでは、その中から一般家庭に関係のある身辺か点をひろってみました。

「炉」と「かまど」の位置と構造に関する注意

▽屋内に設けるときは、不燃材料（コンクリート、レンガ、石綿板、モルタルなど）で造つた床上に設けてください。

▽開放炉や常時油類などの危険物を煮沸するかまどは、上部に不燃性の天蓋と排気筒を屋外に通ずるように設け、火粉や火炎によつて火災が起らないように注意してください。

▽薪、石炭などの燃料を使うときは、フタのある不燃性の取灰入れを設けてください。

▽液体燃料（軽油、重油など）や気体燃料（プロパンガスなど）を使用するときは、未燃ガスが滞留せず点火、燃焼の状態が確認できる構造にし、配管は金属管を用いてください。

ストーブの位置と構造の基準

▽煙突の屋上突出部は、屋根面から垂直距離を六十センチメートル以上にし、煙突の高さは、その先端からの水平距離一メートル以内に建築物の軒がある場合は、その軒から六十センチ以上高くすること。

▽金属製又は石綿製の煙突は、木材その他の可燃材料から十五センチ以上離して設けること。

▽可燃性の壁、床、天井などを貫通する部分は、眼鏡石をはめこみ、または遮熱材料で有効に覆うこと。

▽薪、石炭などの燃料を使用するストーブでは、不燃材料で造つた、たき殺受けを設けること。

ガス湯沸し設備の位置

▽天井、たなどの可燃性の部分から六十センチメートル以上離し、壁、柱などに取りつける場合は、四・五センチメートル以上の間をとつてください。

▽十五センチメートル以内の距離にある壁、柱などの可燃性の部分は、石綿板などで覆つてください。

「堀ごたつ」と「いろり」

▽堀ごたつの火床、またはいろりの内面は、不燃材料で造るか、被覆しなければなりません。

火鉢と置ごたつ

▽火鉢は底部に遮熱のための空間をおくか砂などを入れて使用しなければならず、置ごたつは、火入れ容器を金属以外の不燃材料で造つた合の上に置いて使わなければなりません。

アイロン、こての使用上の注意

▽使用中に、可燃物の上に放置してはならず、また故障したものや破損したものは使用してはいけません。

旧軍人軍属等であつた人で、恩給を請求する資格があるにもかかわらず、その内容をよく知らないために、まだ請求をしてない人が市内にも相当数あると思われますので、これに該当する人は、県援護課又は市役所厚生課へ請求書を提出してください。

なお、この請求は、現金支付いている加算恩給とは関係ありません

恩給（扶助料）請求のできる人

(1)七年未満の在職年を合算して最短恩給年限に達する者（初度請求）

(2)前に一時恩給とか一時扶助料をうけた者で、前記の在職年を合算することによつて最短恩給年限に達する者（初度請求）

(3)昭和二十一年二月一日までに恩給の裁定をうけた者は、その裁定をうけた以後において、一年以上の再在職期間のある者。

但し、昭和三十四年十月一日以後に裁定をうけた者は、その必要がありません。（改定請求）

以上(1)(2)(3)のうち、どれかひとつに該当する人は恩給（扶助料）の請求ができます。

旧軍人・軍属等の　恩給請求は　済ませましたか？

※最短恩給年限＝兵人の場合は、准士官以上十三年、下士官以下の場合は十二年。警察監獄職員（旧陸海軍警察監獄職員を含む）は十二年。警察官吏、一般文官、（旧軍属を含む）は十七年。※再在職＝再びその職につくことで、現役除隊後再応召すること、召集解除後再応召すること。初度請求＝はじめて恩給（扶助料）を請求すること。改定請求＝一度裁定を受けた者又は恩給を受けているものが再度在職年を改めて、再計算するために請求すること。

「歯をみがく運動」

市内小学校を巡回指導

◇さる六月二十九日、三十日の二日間、柏市学校保健会歯科医師部会が中心となり、市内の小学生を対象に「ムシ歯にならないようにいつも歯をきれいにしましょう」と歯をみがく運動が市内六ケ所の小学校で行なわれました。

◇この「歯をみがく運動」の実施は、各校長先生をはじめ養護教員が積極的にムシ歯の問題と取り組み、毎年六月四日が「ムシ歯予防デー」に当つているので、それに因んで六月中にこのような行事を計画し、子供たちに「よろこびながら正しい歯みがきの習慣が身につくように」という願いから、各小学校を巡回指導に当りました。

当日は、元NHKラジオ体操の指導者であつた江木理一先生が指導にあたり、校庭いつぱいに集まつた生徒たちは、一人一人歯ブラシを手にしながら楽しい歯みがき体操や、正しい歯のみがき方の指導をうけました。

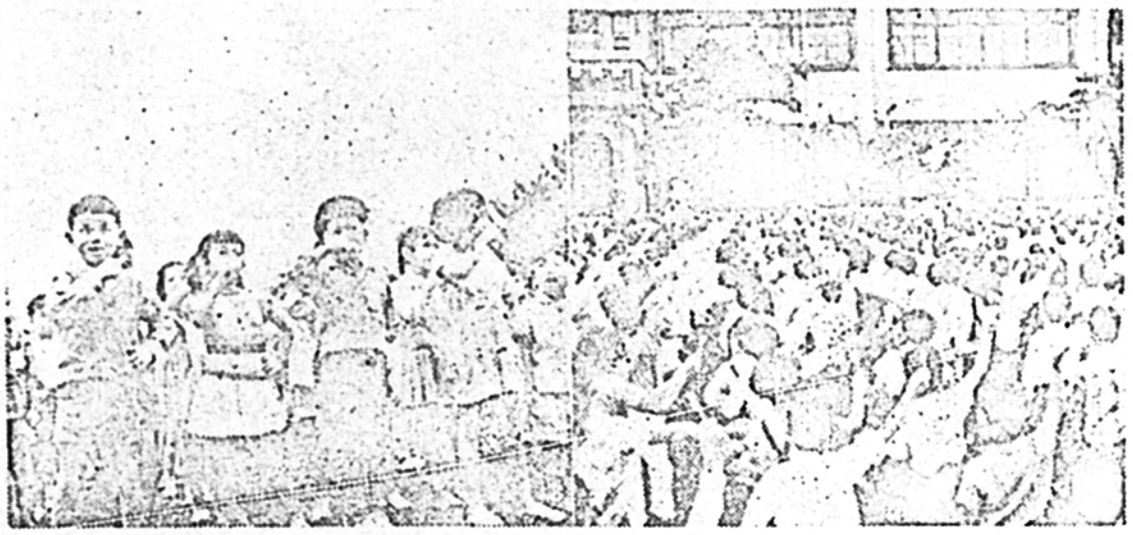

元気に歯みがき体操（柏一小で）

◇いま日本中の小学生の「ムシ歯」を全部あつめると、約千七百六十万本という数になり、もしこの「ムシ歯」を東京駅から東海道線に沿つて並べてみますと名古屋まで続くことになります。つまり現在小学生では平均一人一本半「ムシ歯」をもつていることになります。

競争率は6倍

八幡団地の分譲　抽せん会

市営宅地造成用地（柏市八幡団地）は、さきに完成しましたが、二十七区画の分譲地に申込者は百六十二名に及び、申込者多数のため、六月二十八日にその抽せん会が中央公民館で行なわれ、つぎの二十七名が当せんときまりました。

▽柏市向ケ原　小木曽利幸▽柏市東台　田代　二▽柏市末広町　岩倉　孝▽柏市戸張　川瀬和名員司▽柏市東町　千葉久人▽柏市豊四季　長尾　隆▽同・池田耕三▽同　中沢忠雄▽同　藤巻義信▽柏市光ケ丘　相田都夫▽同　大沼恒弥▽同　中川昭喜▽柏市千代田町　石倉幸太郎▽同　小柳　清▽柏市富里町　西田保太郎▽柏市明原　中野光夫▽柏市柏　高橋純一▽柏市緑ケ丘　永井重蔵▽柏市明原町　鈴木美代子▽東京都大田区南千束町　小俣礼子▽東京都足立区千住旭町　佐藤心一▽柏市緑ケ丘　塩浦源次郎▽柏市柏　遊佐重男▽柏市篠籠田　増田幸夫▽柏市

写真は抽せん会風景

住民登録

移転したら必らず14日以内に届出を

七月一日は、住民登録法の施行十周年にあたります。

住民登録制度の主眼は、全国市区町村の全住民を登録することによつて、その居住関係を公証し、住民の権利の行使や義務の履行を適正かつ容易にしようとするもので、そのためには、転入、転出の場合、その届出が正確にもれなく届出られ、それに基いて住民票が正しく整備されている必要があります。

届出は、十四日以内に行なうことになつていて、正当の理由なく期間内に届出ないものは過料に処せられることがあります。

この制度は、選挙、就学、主食配給、生活保護、徴税等市町村の行政事務処理の基になつており、届出さえしておけばいつでも住民票の写し（謄本・抄本）や、居住証明書の交付が受けられ就学・就職その他各種免許を受ける場合利用できるし、戸籍の謄本抄本の代りともなります

× × ×

心配ごと相談所

日ごろ、悩みや心配ごとについて、適当な相談相手がなく孤独で困っている方はありませんか「心配ごと相談所」はこのような方の相談相手となり、よりよい解決方法を見出すお手伝いです。一切の秘密を守り無料ですので、お気軽においでください。

場所　柏市中央公民館　二階

日時　毎水曜日午前10時から午後3時まで

◆青年団教育キャンプ

青年団では、各地区公民館と協力して、教育キャンプを行なうことになりました。ことしは、連合青年団体育委員会中心の合同キャンプですので、希望する所へ参加できます。

▽第一班（中央・土地区）7月22日～24日　奥日光キャンプ場
▽第二班（冨勢地区）7月27日～30日　裏磐梯キャンプ場
▽第三班（田中地区）7月30日～8月1日　安房郡冨浦キャンプ場

キャンプについてのくわしいことは、もよりの公民館又は青年団役員にお問い合わせください。

◆青少年健全育成講演会

青少年対策本部では、青少年健全育成指導者研修会として、つぎのように講演会を開きます。各地区推進協議会関係者のほか、一般の方々の参加をおすすめします。

一、日時　7月28日(土)午後1時～4時半
二、会場　柏一小講堂
三、講師　千葉地検　出射検事正
　　千葉県教育庁関係者

◆中央公民館 7・8月の行事

◎レコード・コンサート
7月21日、8月18日　午後7時
◎文化映画の会
8月14日　午後7時
夏山映画　その他
◎成人学校
▽教養講座（一般公開）8月1日　午後6時半　海外事情を聞く会
▽教育講座（一般公開）7月28日　8月11日、25日　午後1時半　現代教育の常識、家庭教育
▽ペン習字　毎週火・金曜日午後6時半
▽洋裁　毎週水・土曜日　午後1時半柏文化服装学院で
▽料理　毎週水曜日（一部は木曜日）午前9時半、午後1時半
（料理は満員になりましたので〆切りました）
◎婦人学級（婦人会と共催）
8月15日　午後1時から
門上千恵子さんの講演
◎青年学級
▽中央Ⅱ第1・3・4日曜日
午前9時
▽商工Ⅱ才2・4火曜日
午前10時又は午後1時
◎巡回映画会
8月中旬10日間
それぞれ各町会などへ巡回します。

◆明るい青少年を育成するために

学校の夏休みが近づきました。子を持つ親ごさんにとって心配の多い時期ですが、適切な指導によって、明るい青少年をつくるよい機会でもあります。

市の青少年対策本部では、特につぎのことに注意していただくよう希望しています。

▽ご家庭の方々へ

1学校の方針に従って、規則正しい生活をさせ、自主的なよい習慣をつけさせる。
2こどもだけで、夜歩きや盛り場への出入をさせない。
3大人がいても「愛の鐘」がなるまでに帰宅する。
4特に水遊びと交通に気をつけ、危険な場所へは行かない。
5たばこ、酒、悪い遊び、友だちづき合いに注意する。
6妙に反抗的になることがあったら、すぐ学校の先生か信頼できる人に相談する。
7PTAその他こどもに関する集会には、つとめて出席する。

▽地域や関係団体の方々へ

1こども大会、親子会、野球などの運動を盛んにする。
2こどもの遊び場を工夫する。
3青年団や青年学級に協力し、多くの青年が参加するようにする
4大人の話し合いの場を多くつくり、研究し、協力し合う。
5青少年の非行を見つけたら、関係者へ通報する。

◇少年野球大会

ことしの少年野球大会は、各地区ごとに開催することになりました。この行事は、青少年健全育成運動の一環として、一昨年から行なっておりますが、地区関係者の強い要望によって、今回は地区大会を中心にすることになりました。

具体的計画は、各地区青少年健全育成推進協議会を中心として自主的にきめますが、期間は夏休中とし、種目は野球、ソフトボール、ドッチボールなどの中から選ぶことになっています。

夏休み中スポーツを通じて、青少年健全育成運動が推進されるよう特に地元の方々のご協力をお願いいたします。

公民館だより

公益質屋はみなさんの金融機関です
お気軽にご利用ください
1口2万円まで　1世帯5万円までお貸しします　利子は月3分
柏市柏39（巻石堂病院前）
有線電話（柏）1318

今月の

固定資産税第2期